

令和7年第1回軽井沢町議会定例会6月会議
議 事 日 程（第1号）

令和7年 6月 5日
午前10時 再 開
開 議

開 議 宣 告
議事日程の報告
諸 般 の 報 告
町長あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議期間の決定
- 日程第 3 陳情について

議案の上程、提案説明

- 日程第 4 議案第40号 軽井沢町宿泊税条例の制定について
- 日程第 5 議案第41号 軽井沢町宿泊税基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第42号 軽井沢町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第43号 軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第44号 軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第45号 令和7年度町単木もれ陽の里屋根他改修工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第46号 北陸新幹線軽井沢構内唐松歩道橋補修工事に係る協定の締結について
- 日程第11 議案第47号 令和7年度ゼロ町債町単小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について
- 日程第12 議案第48号 指定管理者の指定について（重要文化財旧三笠ホテル）
- 日程第13 議案第49号 町道の廃止について
- 日程第14 議案第50号 令和7年度軽井沢町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第51号 令和7年度軽井沢町駐車場特別会計補正予算（第1号）

日程第 1 6	議案第 5 2 号	令和 7 年度軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 7	報告第 1 1 号	令和 6 年度軽井沢町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 1 8	報告第 1 2 号	令和 6 年度軽井沢町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第 1 9	報告第 1 3 号	令和 6 年度軽井沢町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 2 0	報告第 1 4 号	令和 6 年度軽井沢町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 2 1	報告第 1 5 号	専決処分の報告について（令和 5 年度国補重要文化財・旧三笠ホテル防災・活用整備工事変更請負契約の締結について）
日程第 2 2	報告第 1 6 号	一般社団法人軽井沢町振興公社の経営状況について
日程第 2 3	報告第 1 7 号	公益財団法人軽井沢大賀ホールの経営状況について

令和7年 6月 5日

1. 本定例会 6 月会議に別紙のとおり、町長から議案 20 件が提出されています。
2. 本定例会 6 月会議に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。
3. 一般質問通告者は、横須賀桃子議員ほか 8 名です。
4. 休会中における報告事項は、別紙のとおりです。

令和 7 年第 1 回軽井沢町議会定例会 6 月会議日程
会議期間 15 日間

日次	月 日	曜日	開議時刻	会議名	摘 要
1	6 月 5 日	木	午前 10 時	本会議	○再 開 ○諸般の報告 ○町長あいさつ ○会議録署名議員の指名 ○会議期間の決定 ○議案の上程・説明
2	6 月 6 日	金			○休 会（議案調査）
3	6 月 7 日	土			○休 会（議案調査）
4	6 月 8 日	日			○休 会（議案調査）
5	6 月 9 日	月	午前 10 時	本会議	○一般質問
6	6 月 10 日	火	午前 10 時	本会議	○一般質問
7	6 月 11 日	水	午前 10 時 本会議終了後	本会議 委員会	○議案質疑・議案付託 ○庁舎改築周辺整備事業検討特別委員会
8	6 月 12 日	木	午前 10 時	委員会	○議会活性化特別委員会
9	6 月 13 日	金	午前 10 時	委員会	○社会常任委員会
10	6 月 14 日	土			○休 会
11	6 月 15 日	日			○休 会
12	6 月 16 日	月	午前 10 時	委員会	○総務常任委員会
13	6 月 17 日	火	午前 10 時	委員会	○予算決算常任委員会
14	6 月 18 日	水			○休 会
15	6 月 19 日	木	午前 10 時	本会議	○委員長報告 ○質疑・討論・表決 ○散 会

令和 7 年第 1 回軽井沢町議会定例会 6 月会議

陳 情 文 書 表

陳情 番号	受理年月日	陳情人住所氏名等	件 名	付 託 委員会
7	令和 7 年 5 月 16 日	佐久市中込 3089-1SEED ビル 2F 地区労連内 佐久地区社会保障推進協議会 代表委員 新津 俊治	高額療養費の限度額引き 上げの撤回を求める陳情 書	社会常任 委員会
9	令和 7 年 5 月 19 日	北佐久郡軽井沢町大字長倉 2126 有限会社小瀬温泉旅館 代表取締役 堤 匡大	宿泊税に関する陳情書	総務常任 委員会

休会中における報告事項

令和7年3月19日～令和7年6月4日

月	日	記 事
3.	19	軽井沢中学校卒業証書授与式が挙行され正副議長ほか出席した。
	〃	町地域公共交通会議が開催され議長ほか出席した。
2	1	議会運営委員会を開催した。
	〃	町住宅対策審議会が開催され眞島聡子議員ほか出席した。
2	4	町自然保護審議会が開催され利根川泰三議員ほか出席した。
	〃	町社会福祉協議会評議員会が開催され佐藤幹夫議員が出席した。
	〃	浅麓水道企業団議会定例会が開催され佐藤敏明議員ほか出席した。
2	5	例月出納検査が実施され佐藤敏明議員が出席した。
	〃	公益財団法人軽井沢大賀ホール評議員会及び理事会が開催され議長ほか出席した。
2	6	広報広聴常任委員会を開催した。
	〃	北佐久郡議会議長連絡協議会が開催され議長が出席した。
2	7	佐久広域連合議会全員協議会及び定例会が開催され正副議長が出席した。
2	8	議会全員協議会を開催した。
	〃	佐久総合病院運営委員会が開催され議長が出席した。
3	1	広報広聴常任委員会が開催した。
4.	4	町立小中学校入学式が挙行され正副議長ほか出席した。
	24	議会全員協議会を開催した。
	28	議会運営委員会を開催した。
	〃	例月出納検査が実施され佐藤敏明議員が出席した。
	29	軽井沢大賀ホール 20 周年コンサート及びレセプションが開催され正副議長ほか出席した。
5.	9	わが家のセーフティーリーダー委嘱式が挙行され議長が出席した。
	〃	正副議長就任あいさつ回りを正副議長で実施した。
1	5	青少年健全育成協議会総会及び研修会が実施され押金洋仁議員が出席した。
	〃	町防犯連合会総会及び町別荘防犯組合総会が開催され議長が出席した。
1	6	交通安全祈願祭・殉職警察官慰霊祭が挙行され議長が出席した。
	〃	公益財団法人軽井沢大賀ホール理事会が開催され土屋好生議員が出席した。
1	8	軽井沢ハーフマラソン 2025 開会式が挙行され議長が出席した。
1	9	浅麓水道企業団正副議長委員長代表者会議が開催され遠山隆雄議員が出席した。

月	日	記 事
	1 9	佐久市・北佐久郡環境施設組合代表者会議が開催され佐藤敏明議員が出席した。
	2 0	町区長会定例総会が開催され議長が出席した。
	2 1	軽井沢町商工会第 6 5 回通常総代会が開催され横須賀桃子議員が出席した。
	〃	北佐久郡議会議長連絡協議会総会が開催され正副議長ほかが出席した。
	2 2	愛知県小牧市議会が視察で来訪した。
	2 3	軽井沢交通安全協会定期総会が開催され議長が出席した。
	2 5	ユナイテッド・ワールド・カレッジ I S A K ジャパン卒業証書授与式が行われ議長が出席した。
	2 6	一般社団法人軽井沢観光協会定期総会が開催され議長ほかが出席した。
	2 7	町差別撤廃人権擁護審議会が開催され横須賀桃子議員が出席した。
	〃	浅麓水道企業団議会臨時会が開催され土屋好生議員ほかが出席した。
	〃	町村議会議長・副議長研修会が開催され正副議長が出席した。
	〃	町消防団退団幹部慰労会が開催され横須賀桃子議員が出席した。
	2 8	例月出納検査が実施され土屋好生議員が出席した。
	〃	公益社団法人小諸北佐久シルバー人材センター定時総会が開催され議長が出席した。
	2 9	議会運営委員会を開催した。
	〃	佐久市・北佐久郡環境施設組合議会施設見学及び臨時会が開催され福本修議員ほかが出席した。
	3 0	佐久広域連合議会代表者会議が開催され議長が出席した。
	3 1	緑化木無償配布配付会が開催され正副議長ほかが出席した。
6 .	1	第 5 3 回軽井沢町消防団消防ポンプ操法大会が開催され正副議長ほか出席した。
	2	S C 軽井沢クラブシーズン報告会が開催され正副議長が出席した。
	4	長野県町村議会議長会臨時総会が開催され議長が出席した。

陳情取り扱い報告書

【陳 情】

(令和7年5月29日 議会運営委員会協議結果)

受理年月日	陳情人住所氏名等	件 名	取り扱い
令和7年 5月8日	北佐久郡軽井沢町軽井沢 1249 長野県教職員組合 佐久支部 軽井沢町単組 単組長 小須田 翼	「さらなる少人数学級推進 と教員増のための教育予算 確保」・「義務教育費国庫負 担制度の堅持・拡充」を求め る陳情書	議長 預かり
令和7年 5月8日	北佐久郡軽井沢町軽井沢 1249 長野県教職員組合 佐久支部 軽井沢町単組 単組長 小須田 翼	「カリキュラム・オーバーロ ード」の改善を求める意見書 採択の陳情について	議長 預かり
令和7年 5月14日	北佐久郡軽井沢町[REDACTED] [REDACTED] 武山 勝	ハラスメント防止条例の新 規制定に関する陳情書	議長 預かり
令和7年 5月14日	北佐久郡軽井沢町[REDACTED] [REDACTED] 武山 勝	政治倫理の確立のための軽 井沢町長の資産等の公開に 関する条例の一部改正、およ び政治倫理条例の新規制定 に関する陳情書	議長 預かり
令和7年 5月16日	佐久市中込 3089-1SEED ビル 2F 地区労連内 佐久地区社会保障推進協議会 代表委員 新津 俊治	高額療養費の限度額引き上 げの撤回を求める陳情書	委員会 付託
令和7年 5月16日	佐久市中込 3089-1SEED ビル 2F 地区労連内 佐久地区社会保障推進協議会 代表委員 新津 俊治	国保制度の改善を求める陳 情書	議長 預かり
令和7年 5月19日	北佐久郡軽井沢町大字長倉 2126 有限会社小瀬温泉旅館 代表取締役 堤 匡大	宿泊税に関する陳情書	委員会 付託



「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書

2025 年 5 月 8 日

軽井沢町議会議長

川島 さゆり 様

陳情者（住所）北佐久郡軽井沢町軽井沢 1249

（団体）長野県教職員組合 佐久支部 軽井沢単組

代表者名 単組長 小須田 翼



〔 陳 情 事 項 〕

2026 年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下の 3 点を検討し、必要な教育予算を確保すること。
 - (1) さらなる少人数学級の推進。
 - (2) 複式学級の学級定員の引き下げ。
 - (3) 教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善。
- 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に復元するなど拡充すること。

〔 陳 情 理 由 〕

今年度から小学校の学級定員は全学年で 35 人となりました。しかし、多様化し複雑化する教育への要請に応えるためには、中学校を含めさらなる学級定員の引き下げが望まれます。長野県では 2013 年度に小中学校全学年で 35 人学級が実現しました。また、複式学級の定員についても独自に小中学校とも 8 人としています。

しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時的任用で対応している状況です。また、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もあります。

学校現場は、膨大な業務量に加え、一人ひとりの子どもに寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備を勤務時間内に行うことはきわめて困難になっています。

ゆたかな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、2006 年に国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もありますが、公教育において自治体間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な教員配置のための財源保障をし、全国どこに住んでいても、子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

以上をふまえ、地方自治法第 99 条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を陳情します。



陳 情 書

2025 年 5 月 8 日

軽井沢町議会議長

川島 さゆり 様

陳情者（住所）北佐久郡軽井沢町軽井沢 1249

（団体）長野県教職員組合 佐久支部 軽井沢単組

代表者名 単組長 小須田 翼



「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める 意見書採択の陳情について

＜陳情趣旨・理由＞

今、学校現場では、小・中・高を合わせると 41 万人を超える不登校の子ども数（23 年度）が文科省調査で明らかになっています。とりわけ小・中学校では 11 年連続で増加し、過去最多となっています。また、貧困・いじめ・教職員の未配置など解決すべき課題が山積しており、長時間労働の実態も改善されず、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の「働き方改革」に大きくかかわります。「カリキュラム・オーバーロード」の状態等を改善することが喫緊の課題です。このため、次期学習指導要領の内容の精選や、標準授業時数の削減が強く求められます。

つきましては、下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

記

1. 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善、および学習指導要領の内容の精選等を行うこと。

※「カリキュラム・オーバーロード」とは

国の教育課程基準にもとづき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多（教育課程の過積載）になっていて、子どもや教職員に過大な負担がかかっている状態。



令和7年5月14日

軽井沢町議会議長

川島 さゆり 殿

陳情者住所 北佐久郡軽井沢町

陳情者氏名 武山 勝

連絡先

ハラスメント防止条例の新規制定に関する陳情書

➤ 陳情の要旨

当町には「軽井沢町ハラスメントの防止に関する規程（平成12年3月30日訓令）」という規則が存在する。本規程ではセクハラ、パワハラ、マタハラの3種のハラスメントについて、職員がハラスメントを受けた場合において、課長等及び課長等を補佐する副参事の職にある職員が相談記録票にその苦情、及び相談の内容を記録し、副町長他7名から成る「ハラスメント苦情処理委員会」に調査審議を依頼できるという内容になっている。

議員諸兄は上記の内容を読まれてどう感じられたであろうか。まず職員が仮に直属の所属長、他の課長や係長、もしくは町長、副町長や特別職、あるいは議会の議長、議員などにハラスメントを受けたと感じた場合、所属長にまず相談ができるだろうか。そしてそれが調査、審議される機関が副町長を含む内部者だけから成る苦情処理委員会である。そうした環境の元でも職場のハラスメントが防止、根絶できるとお感じになるであろうか。

自治体におけるハラスメントといえば、昨今の兵庫県における兵庫県知事・斎藤元彦氏が、県が設置した第三者調査委員会が、知事が行った10件の行為についてパワーハラスメントであると認定したニュースが2025年3月19日に全国的に報道されたことが記憶に新しい。また市町村レベルにおいては2024年4月、岐阜県池田町、愛知県東郷町のそれぞれ町長が、職員に対するハラスメント行為があったことを第三者委員会から認定され、辞職している。池田町ではその後町長選が行われ、新しく当選した竹中誉町長が主導し、ハラスメント防止、撲滅のための第三者相談窓口、第三者調査委員会の設置などの制度を明確に規定した「ハラスメントの防止等に関する条例」を2024年12月13日に制定している。貴会での討議の一助としていただきたく、写しを添付する。

町の職員ではない陳情者がなぜこのような陳情書を出すのか、少々の説明をさせていただく。陳情者は町のとある行政処分に関する法令違反の疑いに関して、一昨年2023年10月に署名活動を開始

し、現在も継続しているが、その活動の途上で様々な方から町政にまつわる情報提供をいただいている。情報提供者の方の中には町職員を名乗る方も複数含まれ、その中で庁内での職務環境やハラスメントの横行に関する不満も話していただいた。最近では弁護士が相談先となる窓口も設置されたとのことだが、防止、撲滅に向けて正常に機能しているとは言い難いとの感覚も伺っている。現状の規程や制度が、本当に職員が自分を守るために信頼できる制度となっていないが故の不信感ではないだろうか。職員の人権や自尊心を守り、健全な行政運営を堅持すべきだと考えておられるはずの議員諸兄、町長を初めとする特別職の方々はどうお考えになられるか。

上述の池田町の条例には、第三者相談窓口、第三者調査委員会の設置以外にも、まずはハラスメントの定義を上述の3種以外にも誹謗、中傷、風評等により人権を侵害する行為と幅広く捉え、その上で町長・特別職、議長・議員、派遣や任期付き職員を含む職員のそれぞれの責務を明確に謳い、ハラスメント報告をした者に対する不利益な取り扱いの禁止、公表や処分、研修実施の義務などを幅広く定めている。国際親善文化観光都市を標榜する当町としては、率先して、他の市町村の模範となるような制度構築に向けて早期に条例を制定すべきではないだろうか。

以上、陳情書を提出する。

【添付】

池田町ハラスメントの防止等に関する条例（令和6年12月13日施行）の写し



令和7年5月14日

軽井沢町議会議長

川島 さゆり 殿

陳情者住所 北佐久郡軽井沢町

陳情者氏名 武山 勝

連絡先

政治倫理の確立のための軽井沢町長の資産等の公開に関する条例の一部改正、

および政治倫理条例の新規制定に関する陳情書

➤ 陳情の要旨

掲題の条例は平成5年1月に施行された政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、平成8年1月に施行された当町の条例である。以降、平成13年から平成19年にかけて、4度の一部改正施行が行われている。

しかしながら上記の法、および当町の条例においては、資産のうち、預金の公開の範囲（法第二条柱書第四号、条例第2条柱書（4）号）については「普通貯金を除く。」との規定があり、普通預金の残高、およびその増減については報告、および公の閲覧に供する義務がない。また定期預金についてもその「種類」の追加、削除がない限り、残高の増減があっても報告は不要という運用が、少なくとも当町においては為されている。現在の法および条例の規定下においては、公職にある者が不正な利得を得ていないか、あるいは政治資金収支報告書、選挙運動費用収支報告書に記録されない金員が買収のために有権者に対して支出されていないか、政治資金規正法に規定する限度を超える寄附を受領していないか、などの政治不正の可能性について、町民、有権者が確認をする手段がないのである。

上記の法ができて30年超、当町の条例ができて29年が経過するが、この政治家の資産公開に関する法令とその運用については、ジャーナリズムや専門家から「ザル法である」との指摘を長年受け続けていることは、貴会の議員諸兄も当然に知るところと拝察する。現況が果たして「政治倫理の確立のため」の法令になっているかどうか、国際親善文化観光都市を標榜する当町が、公正な政治の実現のため、率先して積極的な情報公開を実現すべく、条例の改正を行うべきと思料する。

貴会での討議の一助としていただきたく、山口県築上町において平成18年1月に制定された築上町政治倫理条例を紹介する（本陳情書に写しを添付）。この条例ではその第5条第（1）項第オ号において町長、議員、およびその他特別職に対して「預貯金」の報告を義務付けているが、普通預金を除外し

ておらず、資産公開の運用においても普通預金残高の公開がされている。また築上町条例第10条で町独自の政治倫理審査会の設置を規定し、預金残高に大きな増減があった時に、その出所あるいは使途について提出者に報告を求めるという運用を継続している。報告から閲覧に供するまでの期間についても、当町が60日（当町条例施行規則第11条柱書）であるの対し、築上町の条例では15日としている点が目に留まる。築上町が先進的であることは万人が認めるところだが、長年、数々の政治とカネにまつわる事件が世で相次いだにも関わらず、当町の条例が平成19年から見直しが行われていない現状はおかしいと言わざるを得ないのではないか。

いみじくも昨今、石破首相の商品券配布問題が広く報道された。少し前には兵庫県・斉藤知事の公選法違反疑惑、東京都知事選で落選した石丸氏の公選法違反疑惑も報道された。本年2月には当町町長である土屋三千夫氏も、2年前の町長選挙における公選法違反疑惑（買収）と政治資金規正法違反疑惑が週刊誌により報道された。当然に議員諸兄も当町における政治倫理確立のための新たな枠組みが必要であることを感じておられるのではないかと期待するところである。

具体的には以下2点、条例改正および新規の条例制定を要望する。

（1）政治倫理の確立のための軽井沢町長の資産等の公開に関する条例の一部改正

- 第2条（4）の公開範囲から「当座預金及び普通預金を除く。」を削除する

（2）政治倫理条例の新規制定

- 責務の規定（添付の築上町条例第2条参照）
- 政治倫理基準の規定（添付の築上町条例第3条参照）
- 政治倫理審査会設置の規定（添付の築上町条例第6条参照）
- 町民の調査請求権の規定（添付の築上町条例第10条参照）

以上、陳情書を提出する。

【添付】

築上町政治倫理条例（平成18年1月10日施行、令和5年6月26日改正施行）の写し

高額療養費の限度額引き上げの撤回を求める陳情書

令和 7 年 5 月 16 日

軽井沢町議会

議長 川島 さゆり 様



佐久地区社会保障推進協議会



代表委員 林

代表委員 高見澤 好市

代表委員 橋本 一夫

代表委員 荒井 龍馬

代表委員 小林 吟子

代表委員 新津 俊治

佐久市中込 3089-1 SEED ビル 2F 地区労連内

Tel 0267-63-6586

【陳情趣旨】

高額療養費の限度額引き上げを含む国の 2025 年度一般会計予算は、修正のうえ成立しました。当事者、患者団体、医療関係者から引き上げの全面凍結・白紙撤回を求める世論の広まる中、石破首相は引き上げを見送り凍結しました。

今、日本は物価上昇に賃金が追いつかず家計も厳しい状況にあります。その上、重篤な疾病患者は闘病と就労制限を余儀なくされている方も多く、高い医療費の支払いでギリギリの生活を強いられています。本来であれば、物価上昇分を考慮して患者の負担を減らすべきです。

全国保険医団体連合会が、子どもを待つがん患者を対象に実施した調査では、限度額が引き上げられた場合、4 割が「治療中断」、6 割が「治療回数減」を考えると答えており、受療行動へ大きな影響を及ぼすことが示されました。高額療養費は、がん患者をはじめ重篤な患者にとってまさに命綱であり、今回の制度「見直し」は、命にかかわるものです。

よって、貴議会においては、国に対して下記の事項について意見書を提出してください。

記

【陳情項目】

一、国への要望事項

1. 可決された予算のうち、高額療養費制度の限度額引き上げについては、凍結ではなく撤回すること。

以上

国保制度の改善を求める陳情書

令和 7 年 5 月 16 日

軽井沢町議会

議長 川島 さゆり 様



佐久地区社会保障推進協議会

代表委員 林 春二

代表委員 高見澤 好市

代表委員 橋本 一夫

代表委員 荒井 龍馬

代表委員 小林 吟子

代表委員 新津 俊治

佐久市中込 3089-1 SEED ビル 2F 地区労連内

TEL 0267-63-6586

【陳情趣旨】

国保制度は、2018 年度から都道府県が財政運営の責任主体となりました。市町村は特別会計で、国保税を賦課・徴収を行い、県に事業費納付金を納付することとなりました。しかしながら、国保制度は我が国の公的医療制度の協会けんぽ・組合健保・共済組合などの被用者保険と、後期高齢者制度に入れない、全ての国民のための医療制度です。国民皆保険を土台から支える制度です。国保の保険料・税は市町村ごとに決められ、世帯単位で徴収されます。この間都道府県統一化に向け、多くの自治体で引き上げました。そのため保険税が高すぎて払えないことが各地で問題となっています。

県保険医協会の調査によると、令和 6 年度保険税試算で所得 250 万円、資産 3 万円、大人 2 人子ども 1 人世帯の保険税が佐久地区では佐久市が県下 7 番目、南相木村が 1 番目になっています。また、対所得比では南相木村の 17.1%から小諸市の 15.0%となっており、例えば同じ世帯の協会けんぽは 8.2%で、2.09 倍～1.83 倍、と国保税の高さは明瞭です。まさに制度間の格差・不公平と言えるでしょう。

高すぎる国保税を払いきれない滞納は、令和 6 年 1 月現在で県合計 24,372 世帯 9.4%、佐久地区 3,672 世帯 12.4%、佐久市は 1,235 世帯 9.8%にのびります。そうした中、無保険になった人や経済的事由による手遅れ死亡事例が、2022 年全国国民医連調査で長野の 1 件を含め 1 年に 46 件にのぼるなど深刻な事態も起こっています。高すぎる国保税は、まさに住民の暮らしと命を脅かす重大問題と考えます。

国保税の高騰を招いた大きな要因は「国の予算削減」と「加入者の貧困化・高齢化・重症化」だと考えます。国による国保への定率負担を昭和 59 年に総医療費 45%から 38.5%（患者負担金を除く給付費 50%）に削減したのを皮切りに国庫負担を抑制し続けました。その一方、加入者の中心が、農家・自営業所から無職・非正規労働者に変化しました。同時に加入世帯の平均所得は大きく減りました。

国保税を引き下げる方法は、1) 国庫負担金の増額、2) 市町村の法定外繰入の拡大、3) 基金・剰余金の活用が考えられます。

よって、貴議会においては、国に対して下記の事項について意見書を提出してください。

【陳情項目】

全国知事会の要望に応えた厚労省試算に従って、1 兆円の公費投入で、「均等割・平等割」を廃止し、協会けんぽ並みの保険料にし、所得に応じた保険料（応能負担）とすること。



令和7年5月19日

軽井沢町議会議長 殿

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2126

有限会社小瀬温泉旅館 代表取締役 堤匡大

連絡先 080-1263-9901



宿泊税に関する陳情書

・陳情の要旨

陳情書を提出いたします。

このたび軽井沢町において導入が予定されている宿泊税に関しまして、長野県では導入開始最初の3年間は事業者側の負担を考慮し100円税額を引き下げるとしています。松本市や白馬村においても県と足並みをそろえ、また事業者側に一定の配慮を示す形で100円税額を引き下げています。しかしながら軽井沢町の宿泊税制においては一律で100円の税額の引き下げとはなっておらず、事業者への配慮がみられません。

多くの事業者は今回の宿泊税導入に関して宿泊者の理解が得られるか不安を感じております。

宿泊代が1万円だと仮定した場合、宿泊税は350円となりますが、これは全国トップクラスの税額となります。宿泊税は事業者が宿泊者より税額を徴収し、その後に町に納付する形となるので表面上は事業者の金銭的な負担は無いように見えます。

しかしながら「宿泊税導入で旅行者の負担が増えると需要が必ず落ちる。すると、宿泊税を含めて元の値段を維持しようとするため結局は観光事業に携わっている人たちが負担することになる。負担するのは結局旅行者ではなく、観光事業者である」と、観光業界で著名な方が発言されています。これは事業者に金銭的な負担が発生する可能性について指摘をしています。

軽井沢町には県と足並みをそろえ、また事業者の不安の声を真摯に受け止めて頂き、宿泊税導入開始の3年間は税額を一律で100円引き下げよう、要望いたします。